

障害者医療費助成に関する意見書

65～74歳の障害者の多くは後期高齢者医療制度に加入しました。

これは道が市町村の協力をえて実施している重度障害者医療費助成制度の対象から、後期高齢者医療制度に加入しない65歳以上の方は除外するとしたからです。

他県の動きを見ると、医療保険の選択にかかわらず（国保などであっても）、従来どおり助成を行うとしているのは1都2府30県と多数になっています。

本来、どの保険を選択するかについて自由な判断が尊重されるべきであって、事実上加入が強制されることがあってはなりません。

昨年暮れ、道が実施した市町村の意向調査では18市町村から、障害者医療費助成の対象にすべき、等の意見も出されていました。

新しい制度の課題があらわになった段階で再検討することも必要です。

よって道においては、他の33都府県のように、障害者医療費助成の対象とするよう改善策をとられるよう要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2008年6月16日

名 寄 市 議 会